

別表（第4条関係）

No.	提出書類	備考
1	被災家屋等の解体及び撤去に係る誓約書兼同意書	様式第8号
2	り災証明書の写し	又は被災状況確認表
3	本人確認ができる書類の写し	法人の場合は、法人の登記事項証明書
4	印鑑登録証明書	
5	被災家屋等（工作物を除く。）の登記事項証明書	登記されていない場合は固定資産評価証明書、その他被災家屋等（工作物を除く。）の所有者であることを証する書類
6	被災家屋等の配置図	様式第9号
7	被災家屋等の現況写真	被災家屋等の全景が写ったもの（解体及び撤去する対象が特定できるもの）
8	委任状	様式第10号 代理人が申請する場合に限る。
9	共有者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）及び印鑑登録証明書	様式第11号 被災家屋等が共有である場合（被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合を除く。）
10	賃借人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	様式第12号 賃貸住宅に限る。
11	被災家屋等を差し押さえた債権者全員又は被災家屋等の担保物権の権利者（本市を除く。）の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（関係権利者）	様式第12号 被災家屋等が差し押さえられている場合又は被災家屋等に担保物権が存在する場合に限る。
12	遺産分割協議書、公正証書遺言又は相続人全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）、被災家屋等の所有者が死亡していることが分かる書類、相続人全員の印鑑登録証明書（公正証書遺言を提出する場合を除く。）及び戸籍謄本その他の相続人を確認することができる書類	様式第11号 被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合に限る。
13	遺産分割調停調書又は遺産分割審判書及び審判確定証明書	被災家屋等の登記上の所有者が死亡している場合において、遺産分割に係る調停が成立し、又は審判が確定しているときに限る。
14	共有者、賃借人、権利者又は相続人（以下「共有者等」	共有者等全員の同意を得ること

	という。) 全員の同意を得ることが困難な理由及び紛争発生時に自己の責任において解決することを記した書類	が困難な場合であって、No. 9 から No. 12 までの書類のいずれかの提出が困難なときに限る。
15	その他市長が必要があると認める書類	